

平成31年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成31年 3月8日（金） 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	6番	西尾	幸太郎	11番	石田	茂春
2番	村上	謙武	7番	池田	賢治	12番	高宮	陽一
3番	菊地	政文	8番	安部	大助	13番	米澤	壽重
4番	石橋	雄一	9番	前田	芳樹	14番	遠藤	義光
5番	村上	三三郎	10番	平田	文夫	16番	福田	晃

1. 欠席議員

15番 池田 信博

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	田中 秀喜
副 町 長	大庭 孝久	建設課長	田中 文夫
教 育 長	村尾 秀信	大規模事業課長	河北 尚夫
総 務 課 長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋 二
会 計 管 理 者	渡部 誠	危機管理室長	吉田 篤夫
財 政 課 長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田 茂良
税 務 課 長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町 民 課 長	名越 玲子	布施支所長	竹本 久
福 祉 課 長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保 健 課 長	平田 芳春	都万支所長	佐々木 義直
環 境 課 長	砂川 進	中出張所長	村上 克樹
観 光 課 長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農 林 水 産 課 長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地 域 振 興 課 長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 山 根 淳 事 務 局 長 補 佐 中 村 恵 美 子

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め 60 分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、10 番：平田 文夫 議員

○10番（平田文夫）

昨年の 12 月 21 日、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018」の改訂版が示され、対応の確認をいたしました但確認ができていないと言う事でありましたので、この度、確認ができたかどうかを、まずお伺いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、平田議員の分割質問一点目、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてのご質問にお答えします。

ご質問がありました改訂版について、承知しているのかということについてであります、
「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018改訂版」についてであります、議員ご指摘のとおり、
昨年12月21日に同改訂版が正式に閣議決定されたことを受け、年末に島根県担当部署より県
内市町村を対象とした説明会が開催されましたので、その折、同改訂版の概要を承知したと
ころでございます。

○10番（平田文夫）

取り組む内容は、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行を求めています。

女性や高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし、「子育てが一段落したので就業したい」、
「会社引退後も就業を通じて社会と接点を持ちたい」といった女性や高齢者等の希望を
叶えるとともに、人手不足に直面する中小企業等の人材確保等を図るため、地域における社
会的課題の解決に取り組む企業に対する支援を行うとともに、都道府県が官民連携のプラッ
トフォームを形成し、支援対象者の掘り起こしや中小企業等の職場環境改善支援、マッチン
グ等を一体的かつ包括的に実施する事業の支援を実施するもので、その際、リカレント教育
「趣味とは違い働くことが前提にある学び直し、生涯、社会で活躍し続けるため、よりよく
働くために役立つ実利、実益があるもの」などの関係省庁の施策等との連携を図るとし、次
期「総合戦略」の5か年も含めた「6か年集中プラン」として実行することを求めています
が、町長はどのような取り組みを指示したのかお答えを願います。

○番外（町長 池田高世偉）

二点目の質問でございますが、同改訂版に示されております「わくわく地方生活実現政策
パッケージ」4つのパッケージでございますが、どのように実行に対して取り組みを指示した
のか、についてでございますが、改訂版に従いまして、同政策パッケージの内「UIJターンに
よる起業・就業者創出」を推進するための事業を急ぎ新年度予算に計上するよう指示いたし
ました。

また、女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし、経済負担の軽減等について
の取り組みでございますが、まだ島根県からの情報、まだまだ具体的にきちんと出ておりま
せん。今後、島根県の新たな事業実施の情報を得次第に、町としても速やかな取り組みが行
われるよう、更に情報収集に努めたいと考えております。

○10番（平田文夫）

これから取り組むということでございますので、しっかり取り組んで、女性や高齢者がい
つまでも元気で働ける、そして社会に貢献できるということを求めて欲しいと思います。

次に、総合戦略は、将来の人口展望を示すとともに、魅力と活力あるまちを実現するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本町も「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。戦略は第1部として、町の人口の現状分析と2060年までの人口の将来展望を示す人口ビジョン、第2部として、人口ビジョンの将来展望を実現するため平成27年度から平成31年度までの5年間の主な施策を取りまとめた総合戦略という構成になっています。

本町では、平成27年度に、隠岐の島町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に先行して、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型交付金)を活用し、地方創生に資する事業を実施するとともに、地方創生の推進にあたっては、効果的なPDCAサイクルを構築し、地方創生に関する交付金事業や、総合戦略の効果検証を行うことが求められています。

そこで、お伺いいたします。本町も地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型交付金)事業の検証をしたのかどうか、お伺いします。

○番外(町長 池田 高世偉)

「国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型交付金)を活用した事業の効果検証を行ったのか」についてであります。本町では、平成27年度に同交付金を活用し、UIターン者や観光客等の増加に繋がる5つの事業を実施しております。

実施した事業につきましては、それぞれKPI(目標値)を設定しておりまして、事業完了後に、総合戦略策定のために設置されました「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定プロジェクトチーム」において、これは皆さんに何度も説明させていただいておりますが、民間の方を含んだプロジェクトチームでございます。そこにおいて、それぞれの実績値に対する効果検証を行っております。

○10番(平田 文夫)

効果検証を行ったとおっしゃいますけど、行った結果は議会に全然報告してないんですよ。そういうことが、やはり皆さんが進捗とか、そういうものが分からない。

まず、島根県が31年度予算編成に当たって、各事業の見直しをやっている。その事業の総数186事業、そして28事業はもう終了したんであります。そこで一般財源4億円が浮いてきた。そして31年度の当初予算では、新たに21事業計上している。その金額は2億円、2億円の自主財源を生み出している訳ですよ。そういうことの報告が全然ないじゃないですか。県は全部、議会へ報告している訳ですよ。それがこれだけの厚さにある訳ですよ。「やった。やった。」それはいいですよ、なんで議会に報告しないのかお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

検証結果の議会報告についてでございますが、少し自分の理解も不足しておりました。各5つの事業の1事業ずつについての議会報告はしておりませんが、毎年、総合戦略についてのプロジェクトチームの検証については全員協議会において、ご報告させていただいております。

ただ、議員ご指摘の県の検証結果の“スクラップアンドビルト”は承知しておりますが、我が町につきましては、その部分をきちんと整理してではございませんが、予算編成上には反映しているつもりでございます。

○10番（平田 文夫）

「予算編成に反映しています。」と、じゃあどの部分で反映したんか、分からないじゃないんですか、そうでしょう。

「総合戦略」も今年が5年目、最終年度になる訳でしょう。それには、しっかり前に進むにしても過去を整理しながら進むのが本来の姿じゃないですか、そこら辺どうですか。

住民に「この町はどうなるんだ」ということが分かりにくい。やはり議会で報告することによって、選ばれた議員が住民の皆さんに報告するような経緯を踏むわけですから、ちゃんとそこら辺のやったことはやった、じゃあ結果はどうなったんだと言うことを報告する。そういう機会を設けて、今後、取り組んでくださいよ。

○番外（町長 池田 高世偉）

報告するということにつきましては、何のあれもございませんし、きちんと引き続き議会の方には検証結果について報告していく考えでございます。

今年の新年度予算編成におきましても、「総合戦略枠」について財政の方から全協で、一番最後のページで、総合戦略を検証した結果を踏まえた枠の中で、こういった事業を新年度はやりますといったことをご説明させていただいております。また、5年目で総合戦略、一応の方向性を見る訳ですが、議会にもご説明しましたように「新総合振興計画」の中に、総合戦略も改めて取り込んだ新隠岐の島町の総合振興計画を創っていきます。

議員ご指摘の、今までやり終えたものの検証、スクラップアンドビルトがきちんとできているかという点については、まだまだ我が町、深く職員に指示をしなければならないと思っておりますし、新年度につきましては各部署に対して改めてスクラップアンドビルト、終わった物をいつまでも引き継ぐんじゃなく、新たな考えを持って対応するように指示をしていくようにいたします。

○10番（平田 文 夫）

ここに29年度の総合戦略事業評価審査シートというのがあるんです。そこには事業の概要、施策の評価、課題、そして推進会議が評価した結果を受けて、今後どうするんだというところまでしっかりと。これはネットに載せている訳でしょう。隠岐の島町もそれぐらいのことを住民にする必要が求められるのではないか。「やった、やった」はいいが、それは誰が判断するんですか、やはり議会であり、住民であり、皆さんが判断する訳でしょう。これは29年度だからね、始まって直ぐ評価してきている訳。

そこら辺のところの取り組みを、やはり庁内でやらしてもらわないと、議会も説明のしようがない。要するに、今後の取り組み方というのを職員一丸となって取り組んでいる「総合戦略」に対して、誠意をもって住民の皆さんに説明できるような、今後の歩み方を求めて欲しいと思いますが、そこら辺、町長どうですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

ご指摘のとおり、住民の皆さんの側に立った行政、町政を進めるということを常々言っております。改めまして、ご指摘のことを実施できるよう努めます。

○10番（平田 文 夫）

次に、国は「一億総活躍社会」の実現に向け、地方版総合戦略に位置付けられた先駆性のある取り組みの円滑な実施を支援することを目的として、地方創生加速化交付金を創設しております。この交付金により実施した事業の効果については、先ほども町長は言われました、KPI（重要業績評価指標）を評価したんだと。このKPIは略語ですが、町長にちょっとお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

目標値と認識しております。

○10番（平田 文 夫）

これは、キーパフォーマンスインジケータと言うんですよ。そういう風なことを設定して、それをしっかりとやっていくために客観的な成果、そして直接性、妥当な水準であるかどうか、その事を評価していく訳。そこら辺のことを、町長がしっかりと認識をしながら、先ほどのような答弁では、認識していないという具合に繋がっている訳ですから。認識しながら最終的な評価というのは、点検・改善という風な4項目のあれがある訳です。

それはPDCAサイクル。今後、この町はまだまだ町長が求めているような「生まれてよかった・住んでよかった・訪れてよかった」には繋がっていない。そのことを踏まえて、町長は

どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

何度も申し上げておりますが、町政に反映していかないといけないということは一番思っております。どのように取り組んでいくかということになりますと、今、ご指摘のあったように、まず目的を定め、この目標値に基づき目標に向かって事業実施の上、更なるPDCA検証を行って、次の施策、予算に反映していくことが重要だと考えておりますので、そのような取り組みに向かって行きたいと思っております。

○10番（平田 文夫）

本当にね、町長が掲げた政策を実現できるためには、後ろに並んでいる皆さんがしっかりと協力していかないとできない。その事をやることが、住民の幸せに繋がるということを考えながら取り組んでくださいよ。

そこで、次にお伺いいたします。

島根県が「まち・ひと・しごと創生資金」を、企業や個人や団体に支援しようということ で設立したのが昨年、この資金を活用している個人とか団体、企業とかあるんですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

「島根県まち・ひと・しごと創生資金」を活用したところはあるのか、ということですが、本町において、この資金を活用した、個人、施設、団体はございませんし、現在のところ、本町も含めまして県内全ての市町村においてこの制度を活用した事例はございません。

○10番（平田 文夫）

どういう風な要因があって活用しないのですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

要因ということですが、毎年、本町におきましては島根県と一緒に企業支援施策説明会、相談会を開催しております。その中において、そういった制度も含めて、この制度も企業の方にお出でいただき説明もしているのですが、他の制度を活用されることが多く、本制度については本町の企業の方が活用されていないという状況にあると思っております。

○10番（平田 文夫）

じゃ起業する人たちはどのような資金を使っているのですか、普通銀行とか商工会とか、そういう所の資金を使っているのですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

どの制度と言われますと、把握はしておりませんし一概に答弁することはできないと思っております。

○10番（平田 文夫）

「起業する、起業する」言っても、資金が無ければ起業は難しいのではないですか。商工会でもそういう融資制度を抱えている訳ですから。じゃ商工会は、そういう風なことは全然動いてないということですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

制度の支援説明会につきましては、商工会も合同で行っております。商工会の部門につきましてもそういう起業に対しましても積極的な説明等、活用については十分されているのではないかと思います、最終的には起業する方の判断であると思っております。

○10番（平田 文夫）

若い人達が起業するには、そういう風な認識ではないんじゃないですか。そういう風な支援をするためには、やはりしっかりと若者に対して教えてやらないといけない。どう言う風な支援策がどこにありますよと。

島根県は町長が「オッケー」すれば、直ぐ借りれるような支援になっている訳でしょう。要するに、今頃の融資というのは担保も取らない。若者が起業するためのいろいろなハードルを低くしている訳ですよ。そういうような情報提供をしっかりとすることによって、若者が起業に取り組むことができる。そういうことが可能になる。そういう情報をしっかりと提供しているか、していませんか。

○番外（町長 池田 高世偉）

町の制度もございますし、情報については提供もしてきておりますし、また若い人が起業をされる場合、ご相談にお出掛けいただければ懇切丁寧なご説明、また制度についても活用いただけるように、できるような体制は取っております。

○10番（平田 文夫）

取っているけど、若者はそれを活用していないということは、全然・・・そうでしょう。やはりそれが活用できるような、そのことをやれば若い人達が将来の夢を持って事業をするということに繋がるのではないですか。

それも、先ほど冒頭でも述べた、女性であれ高齢者であれいろんな面でそういうことが心配につながるから、足踏みするんだという様な町であってはならない訳でしょう。だから、そ

こら辺のことを町長、しっかりと若者に伝えて、これが隠岐の島町の将来に繋がる訳ですから、若者に周知し、相談に乗ってやって、いろんな制度ありますよと。やるのは本人であるが、決断をできるように丁寧な説明が必要であるとは思うのですが。

町長の掲げた3つをしっかりと将来に繋げるためにも、まず、若者が夢を持てるような町にするのが一番ではないかと思うのです。そこら辺のところ、最後にお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

まず、有人国境離島新法の中にもこの起業に対する制度がありまして、皆さんに活用していただいております。勿論、これには新規雇用という条件もございますが、そういった制度もどんどん活用していただいておりますということも、まずご報告させていただくと共に、議員おっしゃるように、我々も若い方の新規起業、大変支援して行きたい。それは誰しも一緒だと思っておりますし、若い人達の意見交換も行ってきているつもりなのですが、まだまだ議員のおっしゃるご指摘でいけば周知が足りない部分だという風に受けとめております。今後もう少し積極的にと言いますと、今までの間違いのように思えてはいけませんが、若い方を中心に起業に対する周知活動を、また相談に努めていきたいと思っております。

○10番（平田 文夫）

これで終わりますけど、この町の姿を見た時に「あそこの店は廃業した、ここの店も」という店が多くなって来ている。それをやっぱり、しっかり支えていくのは若者なんですよ。

町長が答弁したことは、職員の皆さんはしっかり受け止めて、今後のまちづくりに、おろそかにならないように、よろしく願いして終わります。

○議長（石田 茂春）

以上で、平田 文夫議員の一般質問を終わります。

次に、13番：米澤 壽重 議員

○13番（米澤 壽重）

通告どおり、「漂着船について」一般質問をいたします。

今年の1月8日に本町の蔵田海岸に北朝鮮籍の漁船とみられる木造船が漂着し、男性4人が上陸しました。更に、4日後の12日に本町の沖合約350kmの日本の排他的経済水域EEZ内の海上に数人が乗った北朝鮮籍とみられる漁船が漂流しているのが発見されました。

また、2012年に本町北部の沖合約1km付近の海上で木造船が確認され、船内に3人の男性生存者と1人の既に死亡している男性が発見されました。

このように日本海側では近年北朝鮮籍とみられる木造船の漂流・漂着が急増しています。

海上保安庁によると 2018 年は 2017 年と比較すると 121 件多い 225 件の漂着船を確認しています。2017 年 11 月に北海道松前町の無人島へ上陸し、地元漁協の施設へ侵入して電機製品などを略奪した刑事事件は事の重大さを改めて実感したところでありました。

ところで、島根県内の海岸線の総延長は 1,026km となっており、想像を絶する長さとなっています。この長い海岸線の警備は海上保安庁や警察の現状での態勢では限界があり、本町の海岸に接する住民は何時侵入するか分からない上陸者への不安を募らせています。

そこで、町長に質問いたします。

今後漂着船の更なる急増が危惧されています。早急に懸案となっている大型巡視船の本町への配備や装備充実など、海上警備の強化を国に強く求めていくべきであると考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

次に、漂着船からの上陸者による犯罪防止と感染症の二次感染予防対策について質問いたします。先程も 2017 年の北海道松前町の無人島への上陸について述べましたが、上陸者の内、複数人が結核に感染していたとのショッキングな報道がありました。漂着船からの上陸者の早期発見は急務となっており、島根県警は各所でタクシー会社やコンビニ業者などで沿岸協力会を設置し、情報収集に向け態勢強化に努めています。本町においても警察・海上保安庁と連絡を密にし、海岸付近の住民・漁協・民間漁船が連携して情報収集に力を注ぐべきであります。特に海岸付近の住民には戸締りの励行・感染症による二次感染予防の周知徹底を図るべきであると考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

三点目の質問は、漂着船の撤去・処分にかかる費用財源について質問いたします。漂着船が「ごみ」と断定されれば国が全額負担するとなっていますが、今回のように人が乗っている場合は漂着船を「ごみ」と見なすかどうかその判断が難しいと指摘されています。全国的に漂着船が増える傾向にある中、今後、本町においても地理的な状況からみて、漂着船が急増する恐れが危惧されます。このような切実な現状を鑑みるならば、新たな補助金制度の創設や特別交付税による国からの全額負担を強く働き掛けていくべきであると考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、米澤議員の「漂着船について」のご質問にお答えいたします。

一点目の「海上警備の強化を国に強く求めて行くべきでは」についてであります。行政報告でも触れましたが、毎年内閣府を始めとする各省庁や国会議員の皆さまに対しまして「竹島領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について」要望活動を行っております。

本年も、その活動の中で海上保安庁に対しまして「隠岐諸島の海上警備体制について、隠岐海上保安署体制の充実強化と大型巡視船並びに船舶複数配備による周辺海域での警備や監視体制の更なる強化」について要望を行ってまいりました。

引続き、粘り強く「国境離島である隠岐島沖合の監視体制の早期強化」を国に強く求めていきます。

二点目の「漂着船からの上陸者による犯罪防止と感染症の二次感染予防対策を図るべきでは」についてであります。沿岸における漂流・漂着船や不審人物を発見した場合は迅速な対応が重要となります。

議員ご指摘のとおり広範囲にわたる沿岸地域の警備は、隠岐海上保安署や隠岐の島警察署の体制では限界があります。犯罪の防止や感染症予防対策には早期発見による迅速な対応が望まれ、地域住民の協力が不可欠であります。

本町においても、隠岐の島警察署沿岸協力会が組織され沿岸地域の防犯に対する啓発活動や沿岸パトロール等を実施し、沿岸犯罪の防止に協力いただいております。

更に、島根県及び隠岐4町村、警察署、海上保安署、神戸税関による「隠岐諸島沿岸警備ネットワーク」や、隠岐広域連合消防本部、自衛隊隠岐の島駐在所を加えた本町内の危機管理関係機関で「隠岐島後地域危機管理連絡会議」を組織し迅速な情報共有や対策の実施に努めております。

また、沿岸住民に対しましては、漂着船や不審人物を発見・確知した場合には、むやみに近づいたり接触したりせずに、直ぐに警察や海上保安庁へ通報するよう、ホームページや広報誌等に掲載するなどして注意喚起を行い、沿岸住民の安全確保を図ってまいります。

三点目の「漂着船の撤去、処分にかかる費用財源を国に求めていくべきでは」についてあります。議員ご指摘のとおり環境省が実施している「海岸漂着物等地域対策推進事業」は漂着ごみが対象であり、人が乗って来た漂着船は海ごみかどうか判断が難しい案件になります。

島根県に対しまして「漂着船の処分が補助事業の対象として取扱いが可能かどうか」、また、「補助対象とならない場合に交付税措置が可能かどうか」を協議いたしました。その結果、補助対象かどうか判断される前に交付税算定手続の期限を迎えるため、特別交付税による措置で対応する事として撤去解体処分を進めてまいりました。

今回の漂着船の案件につきましても、先般の要望活動の中で話題にし、費用負担についてお願いしておりました。

その後、去る2月25日に島根県より補助事業の対象となるとの連絡が入りましたので、補助事業として進めておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○13番（米澤壽重）

それでは、二点ほど再質問をいたします。

一点目の質問であります、「大型巡視船の本町への配備や海上警備の強化については、町長は各省庁や国会議員の方々の要望活動の中で、大型巡視船並びに船舶の複数配備を行っており、今後も強く国に求めていく。」との答弁をいただきました。

この点に関して再質問をいたします。先ほどから申し上げていますように、北朝鮮籍の漁船が漂着し、既に男性4人が上陸しております、これは極めて憂慮すべき事態が起きているところであります。

今後更に漂着船が増える危険な事態が予想されており、まさに隠岐島周辺の海上警備の強化は喫緊の課題となっています。他の地域とは異なりまして、島嶼^{とうしょ}に住む住民が安心して暮らせるよう、せめて冬季の4か月に限定し、舞鶴などの他の地域からの配備を国に強く求めていくべきだと考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

二点目の質問ですが、海岸付近の住民の皆様方への戸締りの徹底や、感染症による二次感染予防に関する質問には、町長は「隠岐島後地域危機管理連絡会議」を組織し、迅速な情報共有や対策の実施に努めていると言っております。更にはホームページや広報誌等に掲載するなど注意喚起に努めていると、確かに本町のホームページで「近づかず通報を！不審船及び不審人物に注意してください」と非常に分かりやすく書いておりますが、しかし考えて見れば、住民の皆さんにもっと広く周知していただくためには、公共施設や、集会所、量販店などにも協力をいただいて周知徹底に努めていくべきではないかと考えますが、この点について再質問をいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

一点目の「大型巡視船または複数船舶の配備についての考え方」についてであります、竹島の要望に併せて国会議員の皆様在所にも各省庁以外に回ったわけです。北朝鮮の今回の4名の上陸も含め、こういった国境として隠岐は危機的な状況にあるということを併せて説明してまいりましたが、特に亀井亜紀子先生につきましては、このことを受けて内閣府に大型巡視船、船舶配備についての質問主意書（衆議院予算委員会第8分科会）を提出していただきました。そういった事で議員の皆さんのお力も借りてということは一点ございますし、冬季の4か月間の配備ということにつきましても、今回、本町の要望活動におきまして、特

に北朝鮮については冬季に隠岐に漂流されることが多いということから、漁業代表の方も一緒に同席していただいておりますので、その方から強く冬季4か月に限っても配備してくれと言うことも申し上げてきました。

議員ご指摘のとおり、引き続きこの点につきましては保安庁に向かって訴えていきたいと思っております。

二点目につきましては、議員先ほど申しておられましたホームページにつきましては、あいう形を出しておりますが、ご指摘のように今後、もう少し海岸地域とかそういう所に掲示して周知していきたいという風に考えております。

○13番（米澤 壽重）

終わります。

○議長（石田 茂春）

以上で、米澤 壽重議員の一般質問を終わります。

次に、8番：安部 大助 議員

○8番（安部 大助）

今回は、「今後の行政運営に関して」質問をいたします。

今後、本町を取り巻く情勢は、本格的な人口減少社会、少子高齢社会が想定される中、社会保障関連経費や公共施設の維持管理や更新に要する費用の増大することが想定され、本町の財政はさらに厳しい状況が続くと見込まれます。更に、情報化やグローバル化が急速に進展している中で、町民ニーズの変化に敏感に対応できる行財政運営や組織運営が求められています。

行政運営については、町長は「自らの創意工夫とたゆまぬ努力、そして新たな視点と意欲的なチャレンジにより、自立した自治体運営を進めなければいけない」と施政方針で述べられました。

私も町長の考えに同感であり、加えて「町民の皆さまの目線に立ち、町民との距離感のない対話重視のまちづくり」も重要であると考えております。

しかし、それらを達成するためには多くの課題を改善、改革をしていく必要があると感じております。そこで、次の三点についてお伺いいたします。

まず、一点目に「人材育成と職場環境の改善について」であります。町長が示された方針や政策を達成するためには職員の力は必要不可欠であることは言うまでもありません。

また、町長の年頭の挨拶にありました、「本年は問題意識と挑戦の年」と述べられましたが、

先ほども申し上げましたとおり、少ない財源で多様なニーズに対応することはとても難しく、組織として職員の力を発揮できるような仕組みづくりと環境整備が必要となってきます。

今までも、研修等を通じて行政運営や職員の役割について人材育成がなされてきたとは思いますが、町長の施政方針にもありましたように「意欲的なチャレンジをして行く、創意工夫をして行く」そのためには職員自ら問題意識を持ち、解決していくという意欲を持たなくてはならないと思います。

現在本町において「職員提案制度」がありますが、なかなか実績が無い様に感じられます。しかし、職員の提案能力、住民協働という観点から、職員提案制度を再構築し、町の課題となっている事案に対して庁舎内の若手職員を対象とした施策提言の機会を増やしていくことが必要であると思います。

また、職場環境については、更に職員の意識改革を促し、能力を最大限発揮できる環境にするために、充実した私生活と仕事を調和させることで得られる相乗効果により、仕事への意欲とスキルアップへつながるとされている「ワークライフバランス」を町長自ら先頭に立ち、一般の職員も管理職の皆さんも研修を行うなどし、全庁あげて職場環境の改善を進めていくべきと思います。

そこで、お伺いいたします。

人材育成と職場環境の改善について、町長は現状をどのように認識され、今後どのように取り組んで行かれるのか、また職員提案制度の活用として、その仕組みづくりを検討すべきと考えますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、安部議員の分割質問一点目、「人材育成と職場環境の改善」についてのご質問にお答えします。

「人材育成と職場環境の改善」について、現状をどう認識し、今後どう取り組んでいくのかについてであります。議員ご指摘のとおり、職員に常に問題意識を持たせ、個々の能力を引き出し、様々な視点で意見を出せる仕組み・環境づくりは非常に重要であると認識しておりますし、そういう役場を目指しております。

また、年間を通して職員研修も積極的に参加させているところであります。

しかしながら、日々の業務に追われ、業務以外の事を考えるゆとりを持たない職員がいるも事実でございます。

職員が今担当している業務のプロフェッショナルを目指していくのは当然であります。

それだけに留まらず持てる力をこの町の発展のために発揮させる仕組みづくりを構築していきたいと考えております。

その一つの方策として、既に定めております人材育成実施計画を着実に推進し、職員自らが課題を見つけ組織として問題解決に取り組むことを目指し、「まず行動できる職員」の育成を図ってまいります。

新年度予定しております第2次総合振興計画の策定業務は、本町の最上位計画として町政運営の基本となる指針であり、企画力、立案力が問われますことから、各課から策定委員を選出し、町の将来像を描きながら議論し、まとめ上げてもらいたいと考えております。

また、ご指摘の職員提案制度実施規定は制定はしておりますが、十分な活用とはなっていないと感じておりますので、制度の周知を含め職員の意識の醸成を図っていきたくと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（安部大助）

ただ今、答弁いただきました。今まで研修等々いろいろ行ってきて、職員の皆さんの人材育成に関してはやって来た。それは私も認識はいたしております。しかし、先ほども答弁にありましたように、業務量に追われている現実もあります。その中で、やはり職員一人ひとりが危機感を持ち、チャレンジ精神を持った業務をしていくということはなかなか難しいかなとは思いますが、先ほども言いましたように、町長が示した施政方針を達成するためには、今までやって来たものは改善するものは改善し、そして足りないところはしっかりと改善して行く、付け加えていく。これが今後、やはり求められていくのかなと思います。

そういう意味で、まず職員提案制度、なかなか実績がないと答弁がありました。これをどう活かすか、このことについて少し町長の考えをお伺いしたいと思っております。答弁で職員の意識の醸成を図っていくという事ですが詳しく、その辺をどう活かしていくのか。

今度新たに改革として、私が先ほど述べました「ワークライフバランス」について、町長の認識と必要性といいますか、町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ご質問いただきました。職員提案制度実施を含む職員の意識の問題だと思っております。今回2月末から3月末につきまして、来年度最上位計画とされる「総合振興計画」の策定については、若手職員を策定委員として企画・立案をしていただくように考えておりますが、まず、全職員を対象に総合振興計画を改めてどういった形、どういった物か、どれだけ必要かといったことを、半日かけて全職員対象にそういった研修も改めて実施しました。

議員ご指摘のように改善と改革、これは事業も一緒にスクラップアンドビルト、これは一番重要なことと私は思っております。是非、そういった形で実施して行きたいと思っております。

この職員提案制度の実施を、どのように今後、周知・徹底させていくかという点でございますが、常に提案は募集しているのですが、町長が特に必要と認める事項については、こちらから指示と言いますか、検討してくれという制度も掲げております。ただ、提案制度があるからという事ではなくて、それが今までの形でしたからご指摘のようにやって行きたいと思っておりますし、総務課長とも協議しておりますが新年度から、決定するのは課長ですが、実際各事業を実施するのは各補佐、係長だと思っておりますので、職員を育てる上からも新年度から各部署の係長との「意見交換会」を、時間を作って開催して、長の思いと係長の思い、それから町政に活かす方法として少し時間を取って全部署とやって行こうと常に話し合いをしております。

ワークライフバランスについて大変難しいですね。一点言えるのは、もう少し課長なり係長を指導しなければならない点があるのは、バランスと言う前に一人ひとりが、見ておりますと、果たして準備と計画を持って仕事をしているのかというところが見られます。準備と計画を持ってやればそれなりの、仕事としては詰めていける分、一息抜いて他の企画ができるところとか出てくるのではないかと、ということでまずは仕事に対する姿勢、準備と計画をしっかりとさせるよう職員には指示したいと思っております。

〇8番（安部大助）

答弁いただきましたが、もう少し質問させていただきたいと思えます。

この職員提案制度を今後どう活用していくかという事に対して、今後、係長クラス、職員の皆さんとやっていくという事ですが、どこの自治体もそうだと思うのですが、大体が担当課の職員、例えば観光課なら観光のことを職員の皆さんが施策を考えていく、福祉なら福祉課、保健なら保健課といろんな課があると思うのですが、やはり縦割りというか、そういったものがなかなか抜け出せないということがどこの自治体もあると思うのですが、今後はその「課」をまたぐような方法が必要ではないかなと思っております。

例えば、島根県に関しましては県職員の若手が課題を抽出して、そして政策、予算等の財源確保等も含めて直接、知事の方へ提案するという事もされております。そういった意味で本町に関しては、もう少し各担当職員関係なく年代で政策を創っていくようなことがあれば、最初に言いましたようにチャレンジ、あるいは町のこういった現状把握に役立つと思っ

ております。その中で「自由提案」は先ほど言った若手がつくったもの。先ほど町長が言ったのは実績の「課」の方だと思うのですが、そういった縦割りではなく横の連携という意味で提案をしていくということも、私は必要ではないかなと思っております。最後にその辺の考え方教えていただきたいというのと、先ほど「ワークライフバランス」の件もありましたが、そういった提案をしていくためには、職場の環境というものも必要になってきます。その環境を改善するためには、職員の人材育成だけでなく、ここに居られる課長職の皆さんもそういった環境を作っていくという意識を持たないといけないと私は思っております。それが、係長や一般職員の方にも伝わって、かつ全体としてそういった環境を整えていけるようなことをしっかりと目指すべきだと思いますけども。

そのためには、やはり町長がリーダーシップを持って、この「ワークライフバランス」をまずはしっかりと発信をしていく、このことが私は必要であると思っておりますけども、その辺について再度、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

職員提案についてですが、縦割りでなく横断的な提案、それは私も同様に考えております。以前と言ったら皆さんにまたお叱りを受けますが、課を横断して仲間で「トイレ研究会」というものを作って、仲間が提案するという事で最終的に提案が実って「玉若酢命神社」、「国分寺」のトイレができたという経緯もあります。やはり、自主的に仲間意識を持って提案することも待ってますし、そういった周知が最近少なかったのかなというのもございますし、横断的にやる一つは仲間的な発声でやる方法、議員ご指摘の県の場合については、先ほど私がお説明いたしましたように提案を待つのでなく、町長が特に指示をした事項という点では、県はそういった形の部分での横断的な部分ですから、ご指摘のこちらから特に指示をする事項についての横断的な県のような形はできるのではないかと考えてますが、またその点については検討して行きたいという風に思っております。

ワークライフバランスの件、確かにそういった環境を作ってあげるのが上司の役割だと思っております。そういった風に対応させる、させないのも、まず職員が提案という部分にトライしなければその環境に至らない訳ですから、まずトライをするように、ニワトリか卵の話になるかも知れませんが、まず職員が自分の意思を持って提案をするんだと言う、トライをしていただくその中に課長も交じって環境整備をしていくということだと思っております。

課長にはそういったことを、今日も居りますので、そういったことがあれば十分な環境を整えるよう指示はしますが、まず提案型の制度を改めて職員に周知していく中でトライして

いただくということに努めたいと思います。

○議長（石田茂春）

途中ではありますが、ここで、11時まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時43分 ）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時00分 ）

引き続き、一般質問を続けます。

8番：安部 大助 議員

○8番（安部大助）

先ほどの、人材育成と職場の環境づくりについては、人が環境を変えるか、環境が人を変えるか、方法はいろいろあると思いますが最終的なゴールは一緒だなということを確認いたしましたので、次に質問を移したいと思います。

先ほども先輩議員が質問しましたが、「PDCAサイクルの徹底」についてお伺いしたいと思います。

PDCAサイクルについては「事務事業評価システム」の実施内容や総合戦略の検証結果などが公表されていることから“PDCAサイクル”に対する意識は以前よりも高まってきていると思います。しかし、全ての事業が住民ニーズをしっかりと把握して執行してきたのか、また、事業の立案段階で住民参加がなされているのか、事業の検証、改善がしっかりとなされてきたのかと言うと、まだまだ課題もあるように感じます。

そういった要因のひとつには各課それぞれに膨大な作業量を抱えており、特にCAの部分、評価・チェック、改善に専念できない現状もあるように思います。

今後より一層PDCAを徹底させていくために、PDCAを行うプロジェクトチームを設置し、定期的に点検、評価を担当課と連携しながら行っていくべきと思います。

そこで、お伺いいたします。

PDCAサイクル実施の現状についてどう認識され、今後、徹底させていくためにどう取り組んでいく考えなのか、町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、安部議員の分割質問二点目、「PDCAサイクルの徹底」についてのご質問にお答えします。

議員よりご指摘がございました「Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)」の4段階を繰り返すことで業務の改善を図る、いわゆる「PDCAサイクル」に対して私なりの考えを申し述べさせていただきます。

まず、施策を展開していくに当たりまして、計画、実行だけではなく、その結果を評価し、改善するという一連の過程を経ることは、施策をより充実・効果的なものにしていくために必要な仕組みだと思っておりますし、そのためには、しっかり住民や関係者の皆様のニーズを把握することが何よりも大切だということは、私も議員と全く同様な考えであります。

これらを実現するためには、それぞれの施策を担当する職員一人ひとりが、机の上ではなく、可能な限り現場に出向き、多くの関係者の方々と会話することが、より精度の高い施策に繋がっていくものであり、計画から改善までのプロセスを職員自らが意識的に実行していくことにも繋がるのではないかと考えております。

このことは、私が町長に就任させていただいて以来、今日まで一貫して、職員に対し指導してきましたし、今後も引き続き「現場第一」を徹底してまいりたいと思っております。

また、各担当部署で練られた施策につきましては「事務事業評価システム」に基づく評価や、総合振興計画事業実施計画に計上した全ての事業を対象とした「事前ヒアリング」において、適時、評価・改善を行っているところであります。

以上のことから、住民の皆様方の意向を踏まえたPDCAサイクルの仕組みは機能していると理解しておりまして、この度ご提言いただきました「事務事業評価委員会とは別にPDCAを行うプロジェクトチーム」を設置する考えはございませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

〇8番（安部大助）

このPDCAサイクルについては、27年度前町長の時にも質問をさせていただいた経緯があります。その中で言われたのが、先ほど答弁ありましたように職員が現場へ行く、現場重視ということと言われましたけれども、それが今、約5年ですか経ってもそれがなかなか実行されておらず、それが現場で・・・これは大切な事なんです、実行するにはなかなか難しいのかなと私自身は思っております。それをしっかりやっていただくのは勿論ですが、事業に関してしっかりチェックと改善、これは今後更にしっかりと強化していかなくてはいけないと思っております。

先ほど答弁の中で、「事務事業評価システムの活用で住民の皆さんの意見等踏まえてチェック、改善等が機能している。」と言われましたけれども、この事務事業評価シートを見させてい

いただきました。その中で全体的に見て、これはチェック、改善というよりも査定であるという印象を私は受けました。細かくいろんな事業があるのですが、例えば「生活路線バス」についても、31年度から35年度までが全て同じ予算を計上して、尚且つ、それに対してどういった抜本的な改革が必要かということがここには何も記載されておらず、最終的には担当課の方に「改革をしろ」と言うような内容もありますし、そういう事業がこの中にも多々あります。そういった意味では、先ほども答弁にもあったように、この事業評価システム自体が査定であり、チェック、改善機能が少ないのかなという印象を受けております。

今回、投資的経費404件の事業の内、この評価の方も約60件評価をし、残りは地域振興課の方がチェック、改善をしてヒアリングの方へいくということだと思っておりますけども、やはりその辺どちらかという、担当課の方に任している現状ではないかと思っております。その中で最初の質問でもありましたように、各課が本当に膨大な量の事務事業を抱えている中で、本当にチェックをして評価をして、尚且つ、次の年度に対して改善を、アクションをして行く、それが本当に機能しているのかという、なかなか難しいのかなと思っております。

そこで、それを特化したプロジェクトチームが必要ではないかと思っておりますが、それを踏まえて町長の答弁をいただきたいなと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ご指摘のように評価委員会が完璧なものという風には理解しておりませんし、評価委員会もまだまだ改善の余地はあるという風に考えております。また、所管課がどうしても中心にならざるを得ないということをご理解いただきたいのは、所管課が十分に現場を第一に考えて事業に取り組む、そうしますと現場を把握した所管課がもう一回どう改善して行くかは、当然、所管課が把握するべきだと思っております。

評価委員会についてのご指摘については、十分理解できますので改善すべき点は改善していきたいという風には思っております。

ただ、先ほど平田議員にお答えをいたしましたように、例えば、総合戦略のPDCAの評価については、安部議員は全体的にそういったプロジェクトを置けなんですけど、そうじゃなくて評価システムの委員会もきちんとあり、個々には民間の方を入れたPDCAの評価、検証するプロジェクトも作っておりますし、今後、次期総合振興計画が策定された時にも、また審議会民間の委員で構成しますので、その方を中心に検証する組織は今、考えております。ただ、それがあから、評価システム委員会を止めてこちらに移行するという考えではないです。補完する部分、お互いが各計画、総合的に役場全体は評価委員会が持つべきもの。また、そ

ここで民間の検討された部分を取り入れる部分では、総合振興計画についてもそういった PDCA のプロジェクトの設置は必要かなという風には、今、考えてます。

○8番（安部大助）

答弁いただきましたけども、総合戦略の検討委員会の方で民間も入られているということを行いました。私もこの総合戦略に関しましては、民間の方々が入っていただいて検証することも必要であると思いますけども、個人的にはまずは庁舎内でのチェックと改善が機能するべきだという考えでございます。その中で、町にある評価委員会がチェック、改善をしているという中で、実際はそれが本当に機能しているのかというところに疑問があって、今回質問させていただいています。

今、庁舎内で検証、改善という機能がしっかりと機能しているのかどうか、町長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

見解ということですが、30年度の事業実施につきましても400対象事業がある中で、約半分の事業については指摘をする、先送りする事業はこうなさい。今おっしゃった数字と一緒にですが取り止めする事業は22事業という風に、きちんと評価委員会なりの結果を出しておりますので、機能としてという質問となれば私としては、機能しているとお答えをいたしますが、先ほども申し上げましたようにまだまだ改善をする余地があるということは、職員の意識という点でまだまだ足りない部分があるかと思っておりますので、今後、職員の意識付け、意識改善はきちんと丁寧にやっていかなくてはいけないと思っております。

○8番（安部大助）

最後に、三点目の「官民連携の推進」について質問いたします。

今後、極めて厳しい財政状況の中、新たな事業機会の創出や民間投資・アイデアの喚起^{かんき}による持続的な経済成長を実現していくためには、公共施設等の運営や各種事業実施にあたり民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが、今後さらに重要になると思います。

民間活力の推進については、今年度で計画期間が最終年度となる「第3次行財政改革大綱」にも明記され、連携強化に努めていると思っておりますが、なかには「役場が手をかけすぎている、自立を目指して地域活性化に取り組むべき、ガイドラインを策定し役場の関わり方を検討すべき」など審議会から指摘を受けているのが現状だと思います。

この大綱に書かれているように、民間活力の導入を推進するためには、導入に関する基準

を策定すべきと思います。

さらに官民の役割分担とともに、効率的・効果的な施設運営や良質なサービス提供を図るために、指定管理者制度や業務委託のみでなく、民営化や公有資産活用といったPPP手法をさらに進め、新たに公共施設を新設するときは、施設等の設計、建設、維持管理および運営に民間の資金やノウハウを活用するPFI手法の導入も考えるべきと思います。

そこで、お伺いいたします。

官民連携の推進についてどう認識され、より連携を強化するために今後どう取り組んでいくお考えなのか、また、委託基準である「外部委託推進ガイドライン」の策定や、今までと違ったPPP手法や・PFI手法を取り入れていくべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、安部議員の分割質問三点目、「官民連携の推進」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、厳しい財政状況の中、効率的な行政運営が求められており、その一つとして民間活力を活用した取り組みが重要であることは、行政改革審議会でもご意見をいただいております、十分理解をしております。

ほとんどの公共施設につきましては、指定管理者制度により民間の方に運営をお任せし、施設によっては問題も若干ありますが、ほぼ安定した運営となっていると認識しております。

ご質問のそれ以外の業務委託を中心とした外部委託について、ガイドラインを策定し取り組むべきとのご意見でございますが、ガイドライン策定を否定するものではございませんが、この町の民間活力を考えた時、果たしてガイドライン通り外部委託が進められるのか、コストを下げ効率的な運営という目的に沿っていけるのか、現段階では難しい部分があると判断しております。

ご指摘もありました、「役場が手をかけすぎている」という意見も理解しておりますし、その事が自立を遅らせているという批判も耳にしております。

PPP・PFI方式の考え方も理解もできますし、そういった思いや力のある企業を島内外で探していかなければいけない状況にあるという事も理解をしております。

しかし、まずはこの町にあった官民連携のあり方を、関係団体と議論していくことで、問題を共有し地域の活性化につながる方法を講じていきたいと考えておるということを、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（安部 大助）

何点か質問をいたします。

今回も当初予算の中で、多くの民間の団体等に補助金、指定管理料等の町が業務を委託している内容や事業が多くあります。その中で指定管理に関しては、町はしっかりとガイドラインを設けて、それに沿って運営をしていただいていると私は認識しております。

しかしながら、業務委託も含め補助金等に関しても多くある中で、その辺の基準というのが町としてどこにあるのかなという風に正直思っております。行革大綱にも指摘あるように、この外部委託ガイドラインというものは、しっかりと基準を町として設けて、それに則って民間の方々に業務委託、補助金等をすべきかと思っております。

答弁の中で「民間の方々に委託するのに当たってコストを下げ、効率的な運営をするという目的等で本当にそれがどうなのか」と言う答弁をいただきましたが、私は少しそうではなくて委託が可能な業務と行政が自ら執行する業務、これの明確化をしっかりとすべきだという風に思います。全てがコスト削減とかするのではなくて、役割分担の明確化をしっかりとするために外部委託ガイドラインを作るべきと考えております。

また、それに関連して補助金等に関しましても、団体に対しての補助金、他の所でも補助金ガイドライン等もございます。ガイドラインばかりになるのですが、やはり町としての基準を定めないと全てがその団体との協議になってしまう。協議によって増額、減額になってしまう。そうなる中、町として今後どこに基準を持たないといけないのか、それを明確にするために基準というものを設けるべきという風に考えておりますけども、その辺に関して町長の答弁を再度いただきたいと思っております。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問にお答えを申し上げます。

まず、行政と民間の役割の明確化、役割という点については、考え方は議員と同様と思っております。その中で、行財政改革のなかでも民間でできるものは民間に、ということが柱になっているように、当然役割分担はきちんとしていかなければならないと思っております。

また、おっしゃるようなある団体はこう、ある団体はこうというような補助金のあり方は如何なものかという点でございますが、団体について一律に本当にそういった基準ができるのだろうか、個々の体制、形もありますし、そういった意味から各団体とはヒアリングの中で毎年見直しをさせていただいて、補助金の額を決定させていただいているということでございますし、また、ここがそうなのかと言われたら大変申し訳ないけども、本土のそういった委託のガイドライン、基準とこの離島であるからこそと言うか、離島であるからこの団

体とこの団体、全然離島での働きが違ってくるというような難しい面もございまして、お考えは十分承知しているところでございますが、一概に補助金の基準等の設定は難しいと現段階では判断しております。

○8番（安部大助）

最後の質問とさせていただきたいと思うのですが、町長が言われるように、本土と離島はまた現状が違うと思いますが、それは町長が年頭挨拶されましたように、それは他の所を真似するのではなくて町独自のガイドラインをしっかりと作るべきだと、私は思っております。特にこの「事業費補助」、数多くあります、そういった所には補助要項等を作って設定していると思いますが、団体の運営費補助、管理補助、そういった物に対してなかなか見えてこない。それでお互いのヒアリングでやると、課長の皆さんが、交渉力が問われてこないといけない。業務量が多い中で、そういったものではなくて町としてしっかり基準を作れば、それに沿って補助金が設定されるという風に私は考えております。

これは、今後しっかりと検討するなり、協議するなりの必要性があると私は考えますが、再度、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

再質問でございますが、それぞれの基準ということにつきまして、やはり検討していくべきだとは思いますが、それは、あくまでもそれぞれの団体に対する基準を、策定はすべきではないかという風には理解しました。ただ、団体だからといって一律に基準を作ることはなかなか難しいという風に理解しております。

○8番（安部大助）

終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

次に、2番：村上謙武議員

○2番（村上謙武）

それでは、事前通告しております、二点の項目に対して質問をいたします。

まず始めに、第3セクター（株あいらんどの整理事業について伺います。

平成29年度に行われた第3セクターの整理事業の（株あいらんどの解散手続きに際しては、町は貸付金2,900万円の債権を放棄し、そして一般財源から負債整理や職員休業補償等の名目で約1億8,900万円の補助金を給付し、整理事業を行ったところであります。

また、町は平成30年1月に島内の5つの地区において、(株)あいらんの解散並びに、平成30年度からの関係施設の新たな運営方針や指定管理者の公募、新たな指定管理者の決定等について、住民に対する説明会を行いました。

説明会に参加した住民からは、役員を経営責任に関することや前社長の個人的な借入金の対応に関する質問等があり、それに対して担当課長から顧問弁護士とも相談し検討中であるとの説明がありました。(株)あいらんの解散から、現在11か月が経ったところであります。

そこで、次の四点の事項について質問いたします。

一点目ですが、住民説明会で検討事項との説明があった、役員に対する経営責任や前社長からの借入金に対する対応について最終的にどのような結論に至ったのか。

二点目ですが、(株)あいらんの整理事業、つまり会社の清算手続きは具体的にどのような形で行われているのか。通常清算かそれとも特別清算で行われているのか。また、債権者に対する弁済の進捗状況と、その清算手続きの見通しについて伺います。

三点目、町は今回、一般財源から2億円近くの予算を使い解散のための整理事業を行いました。結果的に解散時の貸借対照表(バランスシート)の内容を見ますと、町の貸付金2,900万円を含んだ形ではありますが、約6,200万円の債務超過という内容でありました。

平成29年6月29日の議会での全員協議会で配付された説明資料、そして住民説明会で配付された資料には、「(株)あいらんどが抱える債務超過額については、隠岐の島町が負担する」と明記されております。また、全員協議会や住民説明会でも同様の説明がなされました。町がこれまで説明してきた経緯から判断し、解散時の債務超過額6,200万円について、町は債権者に対し、債務超過額全額を支払う責任があるとそう判断されるようですが、町の判断を伺います。

四点目ですが、これまで地域振興、観光振興を図るために、第3セクターという形態で、宿泊・レジャー施設を運営してきた(株)あいらんどが、最終的に解散を余儀なくされた主な原因や経緯について、担当課は今後の本町の地域振興や観光振興を熟考する上で、不可欠となる検証作業を、今回の(株)あいらんどの整理に当たってきちんと行ったのか、町長の見解を伺います。以上、四点です。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の分割質問一点目、「第3セクター(株)あいらんどの整理事業」についてのご質問にお答えいたします。

一点目の、「役員に対する経営責任や前社長からの借入金に対する対応」についてでありま

すが、第3セクターの経営不振を招いたことに対しましては、(株)あいらんの経営陣はもとより、大株主である隠岐の島町にも大きな責任があったと感じているところあり、その対応として町村合併前より続く第3セクターによる宿泊施設の経営に幕を引いたところでございます。

借入金につきましては、(株)あいらんと前社長との問題であると認識しておりますので、清算人による清算手続きの中で、処理されるべきものと考えております。

二点目の、「(株)あいらんの清算手続きの進捗状況」についてであります。清算人に確認しましたところ、特別清算での手続きにて、今年度末を目途に進めていると伺っております。

三点目の、「解散時の債務超過額6,200万円に対する対応」についてであります。本町にその責務はないと判断したところでございます。

平成29年度にご承認いただいた予算を持って、(株)あいらんどが抱える債務超過額について、相応の負担をしてきたところでございます。考え方といたしましては「交流人口拡大のための宿泊施設のキャパを確保する」また「雇用の場でもあり、職員の処遇への配慮など地域経済への悪影響」などを考慮し、解散を前提とした第3セクターではありましたが、最低でも1年間は(株)あいらんどを存続させ運営を継続する必要があるとの公益性を鑑み、その目的を遂行するべく町の責任において負担したところでございます。しかし、その後の貸借対照表などにある、債務超過額につきましては、(株)あいらんど内における運用の問題でありますことから、本町にその責務はないと判断したところでございます。

最後に、「解散の主な原因や経緯等に関する検証作業を行ったか」についてであります。平成27年度から、(株)あいらんど運営検討委員会において検証作業を行いました。会社の経営体制、収支動向また複数の施設で人材をシェアし効率的な配置により運営がなされているかなど、多岐の項目に渡って、調査分析を行いました。特に平成24年度以降、難局を乗り切るためとして「経営陣の刷新」「今後一切の経営支援打ち切り」などを条件とした経営支援や、経営改善、または諸問題解決のため町として行ってきた、過去における支援の内容など客観的に総括をし、今後のあり方を検討したところでございます。

その結果として、赤字額をベースとする指定管理料ではインセンティブ効果が無く、また収益性の高い施設を管理運営する第3セクターに高額な指定管理料を支払い、施設を維持することは町民の皆様のコンセンサスが得られないと判断したところでございます。

それぞれの施設が新しい指定管理者のもと、再スタートした昨年の4月以降につきましては、できる限り事業者とのコミュニケーションをとり、お互いが同じ目的に向けてスムーズ

に事業が展開できるよう、それぞれの役割分担を明確にして取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村上謙武）

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

町長の二点目の答弁にあります、「清算人に確認しましたところ特別清算の手続きにて、今年度末を目途に清算手続きを続けている」という答弁でありましたが、この確認したのはいつ頃なのか。普通考えますのに会社を解散する、清算手続きをするには、その解散時の株主総会で、そういったところは基本的な事項として大体判断されるところでありまして、その辺が町のこの解散、清算に対する係わり、責任感というものが伝わってこないですけども、いつ頃清算人に確認したのかについて、まずお答えください。

○番外（町長 池田高世偉）

昨年2月に行いました「臨時株主総会」において、特別清算で清算人も指定した上でスケジュールのご報告をさせていただいておりました。今回、改めて2月、3月の状況で、いつ清算が完了しますかということをお問い合わせたということです。

○2番（村上謙武）

昨年2月というお答えでしたけど、その時に特別清算で清算を行うというご答弁でしたけど、この特別清算というのは、裁判所に申し立てを行って裁判所の監督の下に解散の清算が行われるという解散方法でありまして、債権者に対して2か月以内にその債権を申し出ていただいて、そして弁済計画を立てて、それを債権者集会で認めて貰ってそして債権の清算がスタートする訳ですよ。そういったところ、町はきちんと把握しておられるのかどうか。その辺のところお答え願います。

○議長（石田茂春）

ただ今の質問に対して、答弁の方で少し時間を要するということですので、ここで、13時30分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 1 1 時 4 6 分 ）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 1 3 時 3 0 分 ）

引き続き、一般質問を行います。

番外：町長

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

村上議員の答弁の調査のため、お時間を取り議員の皆様には大変申し訳ございませんでした。

議員の質問についてですが、一部訂正を含めながらお答えをさせていただきます。

まず経過ですが、平成30年3月18日の「第23期臨時株主総会」において(株)あいらんどの解散の承認の件、平成30年3月31日をもって解散ということを確認いただきました。併せてこの際、大倉宏治氏を清算人にするという事を決定した。これが平成30年3月18日の「臨時株主総会」でございます。その後、30年4月1日より清算作業に入りました。この間、平成30年6月23日には「第23期定期株主総会」を開催し、第23期の事業報告、決算関係書類の承認をいただきました。4月1日以降、通常清算で進めております。

答弁で特別清算の「手続きにて」という表現をいたしました。それは大変申し訳なく訂正させていただきますが、通常清算で進めてますが、特別清算の手続きはまだしておりませんし、今後も清算の方法が通常清算から変更になることが、今、考えられるという報告の中で特別清算という言葉を使いましたが、現在まだ特別清算に入ったということではございません。あくまでも今年度末までを目途に清算を進めているという状況でございます。

○2番（ 村上 謙 武 ）

ただ今の町長の答弁に関して、再質問をいたします。

最初の答弁と多少変わったということで、通常清算の手続きを行っているという説明でしたけど、債務超過がある場合には通常清算はできないのですよ、会社法上、これは特別清算もしくは倒産手続きに入るというのが会社法で規定がありますので、その辺のところ清算の手続き上、誤りがあるのではないかという風に考えられます。

(株)あいらんどですが、確かに平成30年3月18日に「臨時株主総会」で、多分特別の議決があったと思います。その時に清算人の議決もされたと認識しておりますが、ちょっと詳しい事になりますけど、(株)あいらんどというのは監査役設置会社なんです。そういった会社の登記上の問題もありまして、そういった事に関しても手続き上、瑕疵があったのではないかとということも十分考えられますので。

解散の決議がなされて、会社というのは清算手続きに入ってますけど、まだ清算会社という形で(株)あいらんどは存続しておりますので、そういったことで清算会社としての決算状況、清算手続きの内容等について、町は議会にきちんとそういった手続きの流れ、状況等について報告する義務はあると思っております。

特に先ほど申し上げましたように、3月18日の「臨時株主総会」で重要な案件が決議されてますので、その時の議事録の写し、解散後の清算の概要、内容について議会に対して報告すべきだという風に思っております。その点について、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

はい。お答えをいたします。報告については、議員ご指摘のとおり朝も答弁いたしましたように、(株)あいらんどとして清算のために残っておりますので、報告はしなければならないその通りだと思います。また、今確認しましたら、3月18日の「臨時株主総会」は総会を開催する旨は報告しておりましたが、その内容についての報告はしていないところですので、改めまして報告はさせていただき、議事録なり出ささせていただくという風に考えます。

○2番（村上 謙 武）

もう一点、解散時の会社の債務超過についての責任については、「町は責任はない」と考えていると。これは、(株)あいらんどの責任だと、経営責任だと、町長はおっしゃいました。

しかし、今回の解散に至る一連の手続きというのは、全て町主導で行ってきました。会社の資本の88%を町が持つ大株主ですから当然のことだと思います。

そういったところで、町主導で解散手続きが行われ清算までいっている訳ですから、その辺のところまである程度責任を持って、きちんと対応をしていただきたいという風に思っております。

本日、私が一般質問で取り上げたのは、この会社の清算に関して債権者の方が債権の支払いに関して「民事訴訟」を起こして、代表清算人に対して支払いを要求している。裁判の方は「支払いを命じる」判決が出たという状況もあります。当然、町の方もそういうところは代表清算人の方から連絡が行っていると思います。その辺のところ、そういった連絡が町の方にあったかどうか。こういった事に関して、今年度末目途に会社の清算はできないと思います。その辺のところの見解をお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

民事の件につきましては、決定事項については確認はできております。ただ、町としての見解、最初にお答えをいたしましたように、(株)あいらんどと前社長との問題でありますので、そちらの方で処理されるべき問題だと思っております。

○2番（村上 謙 武）

それでは、二点目の質問に入りたいと思います。

「離島漁業再生支援事業の関係資料の精査と公表」について伺います。

平成 29 年度当初に離島漁業再生支援事業において、平成 27 年度、28 年度の事業の会計処理で、多額の使途不明金の存在が明らかとなり、当該事業の主担当職員による不正な会計処理と公金横領が行われていたことが発覚いたしました。

国・県の補助金事業においてなぜこのような重大な不祥事が発生したのか、議会の使途不明金問題調査特別委員会において、その原因究明と当該事業の実態を調査する作業を行い、隠岐の島町漁業集落の全体事業及び一部の地区の事業において、杜撰で不明朗な会計処理が行われていた実態が明らかとなりました。

町はこれまで、議会の調査の対象としなかった平成 25 年度、26 年度の 2 年間についても会計書類や関係帳簿の精査を行い、使途が不明な支出や執行が明確でない事業等の有無について改めて調査すると明言してこられました。

昨年 9 月の定例会において、私は当該調査の進捗状況に関して一般質問を行いました。それに対する町長の答弁は、「関係資料・書類等の精査を行い、大方の地区においては状況確認ができつつあるが、まだ全体として報告できる状況になってはいない。相当の期間が経過していることは承知しており、なるべく早い機会に報告できるよう作業を急がせているので、今しばらく時間をいただきたい。」との答弁でありました。それから約半年が経過したところであります。

改めて、平成 25 年度、26 年度の離島漁業再生支援事業の会計資料・関係書類等の精査の結果と報告についての状況を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の分割質問二点目、「離島漁業再生支援事業の関係資料の精査と報告」についてのご質問にお答えいたします。

平成 25 年度及び 26 年度離島漁業集落支援事業の関係書類及び会計処理等の、調査にかかる進捗状況についてでございますが、今回の調査は、県水産課及び隠岐支庁水産課の指導、助言をいただきながら、平成 28 年に会計検査を受検した際に提出した資料について、事業ごとに関係書類等の精査を行ったもので、本年 1 月 16 日、2 月 15 日に県のヒアリングを受けたところです。

結果といたしましては、関係書類の裏付けとなる資料について、書類の不備なものや会計検査受検のために作成されたと思われる資料があるなど、確認に相当の時間を要しているところでして、調査の結果、私どもでは、適正に実施されたと確証が持てない、あるいは確認が最終的にできない事業について、取り扱いを県本庁及び隠岐支庁と協議を進めております。

また、実施主体である漁業集落に対しましては、3月1日に小委員会を開催し、現状の説明を行い、状況について認識していただいたところでございます。

申すまでもなく、私といたしましては、このことを隠蔽するつもりも有耶無耶にするつもりも毛頭ございません。

しかしながら、職員による調査にも限界があることから、最終的な判断を下す根拠、確証を得るための方策、真実を知るための手段を考察しているところでございます。

県を通じて国に対しての報告も必要でありますことから、今後も、引き続き県の指導を仰ぎながら国等とも協議し、対応について対処してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村 上 謙 武）

再質問をいたします。

答弁の中で、「書類の不備なものや会計検査受検のために作成されたと思われる資料がある」と言われましたが、もう少し具体的にどんな不備があつて、どんな資料が会計検査受検のために作成されたのかももう少し分かりやすく説明していただきたいということと、そういった不備なものや作成されたと思われる資料、この2年間で何件あり、且つ、金額的にいくらあつたのか、その点についてお答えください。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

再質問にお答えいたします。具体的には実施した事業毎に事業実施報告書や添付される作業日報、状況写真、領収請求に関する処理、会議録等々の内、不足している物につきまして事業毎に確認、検証が必要だと思つて行ったところでございますが、やっていると思ひますが確証が持てない、それから言い方悪いですが「やっていない」と言い切ることはできない、逆に「やりました」という証拠も確定していない。要するに、今、調査はグレーに近いものだという認識は持っております。「やってないとは言えない」という風には思っております。

件数につきましては2年間で400件ある中で97件。この97件、金額については確定しておりませんので、金額は動きますので、一人歩きすることもございますので、これについては再度、検討、協議はしているところです。

○2番（村 上 謙 武）

2年間で現在のところ97件の事業については、確かに「やった」という確証もできないし、「やっていない」ということも確認できないということで、今後の調査が非常に重要になるのではないかと思っております。

町長おっしゃるように、職員による調査にも限界があるという風におっしゃっております。確かにそうだと思います。

町長は、引き続き県の指導を仰ぎながら国等とも協議して、対応について対処するという風におっしゃってますけど、この事業は漁業集落が主体となって行っている事業であります。そうした場合に、事業主体である漁業集落としっかり連携を密にするというか、そういった協力態勢の下で原因究明を図らないと、最終的には分からない部分もあると思うのです。

町長の答弁には、そういった漁業集落に関する今後の調査、漁業集落の内部での調査というのも非常に大事になってきますので、そういったところもきちんと明確に今後示して欲しいということ。

また、最終的な判断を下す根拠、「最終的な判断」とはどういう意味なのか、分かりやすく説明をいただきます。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問二点ございましたが、漁業集落との関係性についてですが、答弁でもお答えをいたしましたように3月1日に早速、2月15日に県の最終ヒアリングを受けたものを持って小委員会を開催して現状の説明を行なって、まず認識していただいた。今後は協力をしてそういったことについてもやって行きたいという風に考えております。

最終的な判断という部分でございますが、これは国県の補助事業でございますので、補助事業として「どうか、否か」が、最終判断になろうかと思っております。

○2番（村上 謙武）

先ほどの答弁、最後の方がちょっと意味不明な所があって理解できなかったのですが、漁業集落に対する事務局としての対応、3月1日に小委員会を開いてこの件について説明をしたと説明がありましたけど、十分な説明がなされたのか、事業毎に金額がこれだけで、97件あったその事について、たださらっと件数と大まかな金額だけ説明して終わっただけでは、本当の意味の説明には私はないと思っております。

前回のように、内容的には似かよった所があるのではないかという風に感じております。25年、26年度のこの97件の件と、27年、28年の使途不明金の問題で、この前回の調査で一番問題があったのは、やはり庁舎内での一部の職員による調査だけで結論に至ってしまったという。

私は、今回この事業主体である漁業集落が、この問題について主体的にやはり原因究明をすべきでないかと、前回は漁業集落に対して、ほとんどこういった使途不明金に対す

る聴き取り調査、詳しい事業についての聴き取りを行っていないと。大いに問題ありだなと思ってますので、今回はそういうことが絶対無いように。漁業集落の主体の問題でありますので、きちんとやるべきでないかと思っております。

町長、私のこの指摘についてお答えをお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

漁業集落に対して、先ほど協力を仰ぐということをお断りいたしましたし、漁業集落にさせないとも言っていない訳で、漁業集落が自主的にやられるのが一番、漁業集落の事業ですから、それは拒むことでもないですから漁業集落がやるべきことだと思います。

○2番（村上 謙武）

終わります。

○議長（石田 茂春）

以上で、村上 謙武議員の一般質問を終わります。

次に、5番：村上 三三郎 議員

○5番（村上 三三郎）

一般質問を行います。それでは、「国民健康保険制度の運営」について質問いたします。

憲法 25 条の「生存権」を守る、社会保障制度のなかに国民健康保険制度があります。「保険証一枚あれば窓口負担だけで、直ぐ医療を受けられる、いつでもどこでも必要な医療が保障される、国民皆保険制度は世界中から羨望のまなざしが注がれる。また、日本の「高額療養制度」は世界から嫉妬されている。例えば、私達がケガや病気にかかっても、自分で毎月負担する医療費の上限が決まっていて、その差額を後から保険者が払い戻してくれる。盲腸一回 200 万円などという医療費が異常に高いアメリカ人は信じられないという」。この文章は、ある書物からの引用です。

今、全国で高すぎる国保料に住民の悲鳴が上がっています。国保に対する国庫負担を抑制し続けたことが国保料上昇の要因です。

2014 年、全国知事会が国保料を協会けんぽ並みに引き下げのために、1 兆円の公費負担増を要望し、3,400 億円が投入されたことがありました。しかし、国保料の値上げが起きています。

国民皆保険制度維持の責任は国にあるものの、制度上の細かい事項については地方自治体に委ねられています。国民健康保険制度の現状と課題について、町民のみんなが良く知り、維持、発展に努めなければなりませんし、何よりも町当局の制度への積極的な対応が重要で

あります。

その上で、次の点について質問いたします。

一点目、滞納者への罰則規定とその実施状況は。

二点目、国保税額の上昇傾向の有無と都道府県化の影響の有無は。

三点目、国保料の低減のための施策について、質問いたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上三三郎議員の「国民健康保険制度の運営」についてのご質問にお答えいたします。

一点目の「滞納者への罰則規定とその実施状況」であります。国民健康保険法第9条及び国民健康保険法施行規則第7条の2第2項の規定に従い、本町でも短期被保険者証の交付及び資格証明書の交付について要綱を定めております。本年2月1日現在の交付数につきましては短期証98世帯、資格証は0世帯でございます。

二点目の「国保税額の上昇傾向の有無と都道府県化の影響の有無」であります。初日の施政方針でも申し上げましたように、平成27年度以降保険税の税率改定は行っておりません。ただ被保険者の皆様の所得の増減によりまして、各年の保険税に増減が生じると思われます。

また、都道府県化による影響でございますが、保険税の賦課につきましては、昨年の制度改正後も市町村で行なっており、現在のところ影響はないと考えております。

三点目の「国保料の低減のための施策」であります。本町では被保険者の減少により、総医療費総額は減少しているものの、一人当たりの医療費は年々増額しております。広域化によりまして医療費の財源は県が負担いたしますが、それも各保険者からの納付金でございます。医療費が増えますと県への納付金も増額となることから、医療費の適正化のための事業として、特定健康診査・特定保健指導をはじめ糖尿病の重症化予防事業等、様々な保健事業に取り組んでいるところでございます。

新年度は特定健診の受診率アップに向け、新規事業も提案させていただいたところです。今後も関係部署と連携し、医療費適正化のための事業を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（村上 三三郎）

ご答弁いただきました、一点目の短期被保険者証の交付世帯は98世帯、資格証は0世帯、二点目の都道府県化の影響については、現在のところは影響はない。三点目の国保税低減の施策については、特定健診（検診）等により町民の健康増進に図るという答弁でございませ

た。

そこで、再質問でございます。全国の国民健康保険の加入者は約3,200万人で、中小企業の労働者が加入する「協会けんぽ」約3,700万人に次ぐ規模です。加入者の職業は「無職」が約4割弱、「被用者」が3割弱とのことでございます。

本町の場合、所得なし1,690人が36.68%、給与所得者1,159人が25.16%、公的年金所得者1,089人が24%、農業所得者55人が1.19%などとなっています。被保険者数は4,607名だとのこと。

皆保険制度が始まった1960年代の国保は約7割が農林水産業者と自営業者でした。しかし、その後の農林水産人口の減少や少子高齢化、非正規労働者の増大などの変化で国保の加入世帯の8割近くが無職世帯と被用者世帯である現状から、加入世帯の所得が低くなっています。こうした構造的な変化に対応した対策が求められています。

先の所信表明で「本町といたしましては、過去3年間保険税の改定を行っていませんが、新年度も改定することなく運営するとともに、これまで以上に保健や福祉の関連部署と連携させ、保健事業や地域包括ケアの推進に向けた取り組み等、医療費適正化の事業を進めてまいります。」と発言されました。

運営の仕組みについても7割、5割、2割の軽減措置などがあり、本町の取り組みについては一定の評価をいたします。これは応能負担の原則に則った施策であるからです。

しかし、一方で平成29年度以前分の滞納世帯246世帯、滞納額は5,075万7,544円であるとのこと。これは30年6月1日現在の数字です。課税の仕組みが応益負担であるために、負担が重い被保険者が余儀なく滞納に至るのではないかと思います。保険税の免除には、災害等特殊な事例に限定されていますが、被保険者の生活を精査して、生活困窮者に対する施策は必要だと思います。

応能負担に変えることで滞納を防ぎ、被保険者の健康と生活を守ることを目指すべきと思います、町長の所信を質します。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問にお答えをいたします。

議員のお考え、最後の方でお伺いしました。それに対して、町の保険税負担の適正化のことだと思いますので、それについてお答えをいたしますが、おっしゃるとおり現在の保険税の仕組みは議員ご承知のとおり、加入世帯の構成人数に応じた「応益割」と加入者それぞれの所得に応じた「応能割」で構成されております。

国は、この応益割と応能割を50対50に近づけるよう、負担の適正化を進めておりますので、このことから本町におきましても、こういった形で賦課決定をしており、今後もこの考えを継続していきたいと考えておりますのでご理解をいただきますようお願いをいたします。

○5番（村上三三郎）

終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、村上三三郎議員の一般質問を終わります。

次に、4番：石橋雄一議員

○4番（石橋雄一）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず始めの質問ですが、本町の町政運営の最上位計画とも言える「隠岐の島町総合振興計画」が平成31年度に目標年度を迎え、平成32年度から「第2次隠岐の島町総合振興計画」として策定されることが決定している事は皆様ご承知のとおりだと思います。

昨年、平成30年12月7日、次期計画策定業務プロポーザル審査委員会により公募型プロポーザル審査が行われ、(株)エブリプランが選出されています。町ホームページには審査結果の報告書、内容などが掲示されており、次期計画は工程表に従って随時進められていくものと思っております。以上を受けて伺いたいと思います。

「第2次隠岐の島町総合振興計画」の進捗状況について伺います。

始めに、プロポーザル審査について伺いたいと思います。

(株)エブリプランに支払った平成30年度の金額は、予算の限度額600万円であったかどうか。

平成31年度随意契約で新たに会社が指定されると伺っていますが、その会社は(株)エブリプランでよろしいかどうか。

平成31年度、来年度の予算計上として、総合計画策定費として893万7,000円が上程されておりますが、この内の(株)エブリプランに対する支払い金額はおいくらかお聞かせください。

続きまして、総合振興計画策定工程表とその実施内容について伺いたいと思います。昨年10月11日発行された「次期計画策定工程表」がございませけれども、進捗が工程どおりに進んでいるのか確認したいと思います。審議会設置が本年の1月になってますが、これは審議会が設置されたのかどうか。

議会の係わりについて伺いたいのですが、工程表によると昨年の12月に関連条例の議決、それから本年の9月に基本構想の決定、報告、12月に総合計画原案の策定状況報告、来年2

月に総合計画の議決という形で、議会の係わりが基本構想と総合計画の中で、一方的な報告で終わっているのですが、議会も総合振興計画について何か意見とか述べられるのかどうか、この辺のところちょっとお伺いしたいと。

それから、プロポーザル内容についてですが、内容を読むと目標数値の設定であったりとか、経済循環の仕組みづくりを行うという風なことで書いてあります、大変結構なことだなと思いますけども、前総合振興計画で示された「島をリードする隠岐人が育つまち」「観光を基軸に交流・産業を創出するまち」「みんなで支えるやさしい福祉のまちづくり」、こういったものが継承されるかのごとくに書いてあるのですが、これが継承されているのかどうか伺いたいという事と、いつも言っているのですが“オンリーワン”、隠岐の島ならではの視点がどのように盛り込まれていくのか、その辺どういう風に考えられているのか伺いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石橋議員の分割質問一点目、「第2次隠岐の島町総合振興計画の進捗状況」についてのご質問にお答えします。

一点目の「プロポーザル審査について」であります。計画策定支援業務に係る平成30年度委託契約金額は561万6,000円でございます。平成31年度の契約相手につきましては、新年度予算が成立した後に、平成30年度の契約相手と随意契約を締結する予定といたしております。

また、平成31年度の計画策定支援業務の委託金額であります。総合振興計画策定費に係る予算 893万7,000円の内、業務委託費相当額の814万円以内で随意契約を締結する予定としております。

二点目の「総合振興計画の策定工程表とその実施内容について」であります。昨年10月、計画策定支援業務に係るプロポーザル提案を募集した際に示した工程表どおり策定作業が進んでいるかのご質問につきましては、概ね工程表どおり進行しておりますが、審議会の設置につきましては、公募委員の募集期間の関係から4月の設置を予定しております。

また、当初の工程を一部見直しまして、今後開催されます定例会・臨時議会において、計画策定の進捗状況を適時ご報告申し上げ、計画の内容に対する議会のご意見・ご提言をいただく予定としております。

三点目の「プロポーザルの内容について」であります。現行の総合振興計画に掲げられている三つの基本目標を継承するのかのご質問につきましては、プロポーザル提案者として一つの考え方が示されたものであり、継承するかどうかは、今後の町民の方々をはじめ多

くの方々のご意見をお伺いしながら、計画の策定過程で判断してまいりたいと考えております。

また、オンリーワンの視点についてどのように考えているかのご質問についてですが、私は、年頭より、あらゆる場所でのご挨拶で「全国の自治体において、それぞれの振興策等が実施されているところではありますが、他の自治体の施策にとらわれることなく、本町の将来像を画き、本町独自の政策を展開していきたい」ということを申し上げさせていただいております。

次期総合振興計画につきましても、多くの町民の方々に参加をいただきながら、独自性の高い計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（石橋雄一）

再質問をさせていただきますが、この工程表の中に現行計画の検証という大事な問題が触れられているのですが、これは1月初めからなされるという風には書いてあるのですが、これについてはなされているのかどうか、お聞かせ願いたいということと、工程表は若干手直しが入るということですが、その手直しはいつ頃、我々に見せていただけるのかなという問題ですね。

また、4月頃審議会というお話ですが、このメンバーの選考基準というものがあるとすれば、お聞きしたいなと思います。以上、三点です。

○番外（町長池田高世偉）

三点ご質問をいただきましたが、一点の1月に検証という件ですが、現在事務局と委託業者との間で検証作業に入っております。

二点目の工程表の見直しについてですが、既に常任委員会の方にもご報告申し上げておりますので、報告が遅れておりますが委員会のタブレットの方に工程の見直しについて挙げさせていただいておりますので、またご覧いただきたいと思います。

三点目の審議会の選考につきましては、既に話し合いもされて公募委員も含め各事業所にお願いしておりますが、この審議会の委員または選考基準については、改めてどこかの部分、また相談しますが今議会の中でご説明させていただきたいと思います。

○4番（石橋雄一）

最初の質問については終わろうと思いますが、是非とも我々議会も交えていただいて、大変立派の企画をつくっていきたくております。

二番目の質問に移りたいと思います。「観光振興について」ちょっと伺います。

第2次隠岐の島町観光振興計画が平成29年3月に出されておりますが、その中で観光受け地整備という項目の中で「道の駅整備計画」というのが謳われております。そのことについて伺いたいのですが、観光受け入れ体制の強化を図るため、地場製品の販売所及び、第6次産業の拠点地を整備するとして示されています。

事業名としては「道の駅」整備事業、目標としては「道の駅」の建設及び運営、実施主体として農林水産課、商工会、実施期間は平成31年度から33年度、具体的事業案として「道の駅」整備検討会議、道の駅整備と、以上の内容となっておりますが、これの進捗状況について伺いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石橋議員の分割質問二点目、「観光振興について」のご質問にお答えします。

第2次隠岐の島町観光振興計画の受け地整備の中に示されております「道の駅」整備事業の進捗状況であります。議員仰せのとおり、観光振興計画では実施期間を平成31年度から33年度と計画をしております。

本町の上位計画であります、総合振興計画の年度別実施計画にも提案し、その実施に向けて検討を行っております。しかしながら新庁舎建設やジオパーク中核・拠点施設整備など大型のハード事業が続きますことや、整備方法等につきまして「具体的な事業プランの策定」、議員の朝の質問にもありましたが、「民間活力を補助する手法の検討」「国の補助金の財源調査」など、事業計画審査の中で計画を熟考し再精査する旨の指摘もあり、現在あらゆる視点からの情報収集と分析を行っているのが現状でございます。

事業実施期間につきましては、実施計画の熟度や今後の中長期的な財政状況などを踏まえ、慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○4番（石橋 雄一）

この観光振興計画が出たのが、平成29年3月でございます。その時点で、新庁舎の建設とかジオパークの中核・拠点施設の整備等、大型のハード事業というのが要するに決定済で予算化まで済んでいる状況の中で、この冊子がお金を掛けて作られて新しい計画書として提出されている訳なんです。その中の事業がそういう理由で進行できないという風なちょっと信じられないご答弁なんです。整備方法などにつきまして具体的な事業プランの策定、民間活力を補助する手法の検討、国の補助金の財源調査、それらが終わってから、終わったので、いろんな事があつたけども計画としてこんな冊子に出したのではないかと普通では考え

ますよね。と言うことは、この中に書かれていることはほとんど「やられるか、やられないか」分からないという判断になってくると思うのですが、ちょっとこういう言い方をしたら失礼かも知れませんが、観光課の新任の課長が来られた段階で申し送りがきちんとできていなかったのではないかという風なことも、ちょっと考えられるんですが、その辺について如何かなと思いますけどどうでしょう。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員ご指摘のとおり、「観光振興計画」の時点で大型の事業はもう決定しておりました。

まず、「道の駅」事業計画というのは、観光振興計画で31年度からになっておりますが、平成25年当時から、更にその前から観光振興の中で「道の駅」整備事業を実施すべきだということとずっと検討する中で、なかなか詳細に具体的な積上げができてこなかったですけど、この事業の必要性は当初からあったものです。

私自身も「道の駅」整備事業は必要だということを職員に言って、事業計画に登載させているということもございます。なかなか実現ができないまま、繰越し、繰越しと言いますか、ローリングで来ているという状況で、議員がご指摘のとおり普通であれば、実施できるものを実施計画に挙げるべきだという点については、大変申し訳ないですが、何でそうなったかというのは、私の思いだけで事業ができるものでもない訳で、朝から問題になっております事務事業評価委員会の中で、議員と同じようなご指摘があってもう少し詰めて行かなければ事業ができないのではないかということで、先送り、先送りをしている現状です。

再度精査をして、事業について検討をしていきたいという風に考えております。

○4番（石橋 雄一）

この計画というのは、振興計画のプロポーザルの中でも「島内経済の循環」という問題で触れられているのですが、非常に優先度が高い計画じゃないかなと、町の今後の活性化について非常になくってはならない建物という風に思いますし、是非とも早く手を挙げていただきたいなと思います。以上で、終わります。

○議長（石田 茂春）

以上で、石橋 雄一議員の一般質問を終わります。

最後に、9番：前田 芳樹 議員

○9番（前田 芳樹）

それでは、早速ではございますけども質問に入らせていただきます。

私は、「本町の臨時職員募集と今後の方策」についてお伺いをいたします。

平成31年1月24日発行の町の「お知らせ便」で臨時職員の募集案内が掲載されておりました。町長部局で25名プラス若干名と教育委員会部局で11名プラス若干名の合計40名を超えようという多数の募集となっておりました。県支出金などを受けての財政出動で島内雇用を維持しようという側面は理解ができます。しかし、ここには大きな問題点^{ほうがん}が包含されているのではないかと思われるのです。つまり、その反面では、行政による安全弁的なこま切れ雇用の増加策で将来に夢の持てない低所得階層を創り出すことになってはいないか、という点がありはしないかというところです。

1年間の短期雇用で、賃金月額が平均17万円前後で年収約230万円から社会保険料等を控除した後の可処分所得は月額14万円前後の年間170万円ぐらいにしかならないと思われます。年収300万円未満は低所得階層と言われているこの時代に、行政がこの階層を多く作り出してはならないと思います。賞与も退職金も昇給も無く、1年という短期の期限が来れば解雇が必然となっていれば結婚もできずに将来への希望が持てるはずはないのです。

若い世代に、このような雇用環境で多数足止め拘束することは島の社会基盤を弱体化していることでもあろうかと思えます。結婚し家庭を持ち、子どもを育てるほどの生計が立てられるような雇用環境にはなっていないと思えます。臨時職員募集に応じざるを得ない状況下に置かれた若い人達の心情は察するに余りあります。

新年度ベースで数値を言いますと、平成31年4月1日時点での一般行政職、技能労務職の職員総数は237人で、公営企業職員約40人を加えて総数277人となるようです。これに加えて臨時職員が約70人もいるようです。正規職員の平均年間給与額が諸手当や社会保険料の事業主負担分等の共済費を加えて1人当たり741万円となるのに比較しまして、臨時職員の1人当たり平均年間給与額は230万円余りのようです。保育士の場合には、臨時職員と正規職員の職務の差は無いと以前に「総括質疑」で聞いたことがありましたが、一般行政職の課長のような高度な判断力が求められる職階以外の事務的通常業務でも、臨時職員を経験した人の話を聞けば通常事務的職務では大きな差は無いと聞いたことがありました。

なぜ、臨時職員をこんなに毎年既成概念のように多数創り出さなければならないのか。これは業務量と職員数が合致していない証^{しょうさ}左でしかないと思います。多大な雇用格差を生むようなチップガバメント、安上がりの行政ですが、これを求めるべきではないのです。本来の安上がりの行政は業務処理の効率化を求めるところにあって、雇用格差を生むことを求めるところにはないはずでございます。常にこのような多くの臨時職員を必要としているということは、業務量に対して正規職員数が常に不足していて処理し切れないということではな

いでしょうか。だとするならば、財源での制約があって困難な点を考慮すれば、給与表の減額改訂までもを視野に入れるぐらいの正規職員数の増加も検討するべきではないでしょうか。

しばらく新規採用職員を抑制してきた弊害として、現在、正規職員の年齢構成は逆ピラミッド形態であり、近い将来、急激に職員数が減少して深刻な職員不足に陥る可能性はあろうかと思えます。これは住民サービスの低下を招くことにもなります。

役場内で働く人々の雇用格差を極力無くし、適正な職員数を維持して行くために、次の点について提案をしつつ、町長の見解を伺います。

一つ、労働者にとっては天下の悪法の「労働者派遣法」でさえも1企業に派遣されて3年以上継続勤務すれば正社員にしなければならないとされているのです。本町の臨時職員にも1年短期雇用は止めて、正規職員採用に繋がる登用の道を設け、家庭を持って子育てができる水準までの処遇改善方を計画的に講じていくべきではないでしょうか。役場内で大きな雇用格差を生んでいることの是正をするべきです。町長が提唱する、「誰もが隠岐に住んで良かった」と思えるようにするための一歩だと思えますが、如何お考えでしょうか。

二つ目、現在の60歳定年制では今後10年間で等級5・6・7級の166人が退職すれば、現状の職員数の約半数が退職となって、大幅な職員採用数の増加が必要になると思われます。65歳定年制になればその推移曲線は、幾分は緩和されるだろうと思われますが、島を支えて行く若い世代に、生計維持能力を持たせるために将来を見越して役場の正規職員採用を極力推し進め、臨時職員には経験豊富なOBやOGを採用し、そして若い世代の臨時職員採用は減らしつつ、正職員にして行くような方策を企画、実行してはどうでしょうか。

以上、お伺いをいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「本町の臨時職員募集と今後の方策」についてのご質問にお答えします。

先般、平成31年度に勤務していただく臨時職員を募集したところ、たくさんの方に応募していただきました。

今回募集いたしました臨時職員は、様々な部署で様々な雇用形態があり、一概に説明できない部分はございますが、例を挙げますと正規職員の欠員、子どもの人数で保育士の増減が生じる保育職場、将来的に直営施設の廃止が見込まれる職場等でございます。それぞれに、臨時職員を配置しなくてはならない理由がございます。

議員ご指摘の正規職員との格差は、給与体系では生じているものの賞与もあり、休暇制度、

社会保障等では、ほぼ同じ取り扱いとしており、これは県内他町村と比べてもかなり高い水準と自負しております。

また、平成32年度から地方公務員法の改正により、自治体で働く臨時非常勤職員の処遇改善が制度化されることとなっており、本町もその実施に向けて現在準備を進めております。

合併時の職員数を減らすため、退職不補充の措置を行ったことにより歪^{いびつ}な年齢構成となっておりますことから、ここ数年は、その是正も含め採用計画を策定しておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○9番（前田 芳 樹）

「たくさんの方に応募していただきました」とは、喜んでいただけないことだと思います。多くの若い世代がよい仕事が無くて、困っていることの裏返しではないでしょうか。

後は次の機会にすることとして、終わります。

○議長（石田 茂 春）

以上で、前田 芳樹議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次週 11 日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 1 4 時 4 5 分 ）

以 下 余 白